

## 所得証明、課税証明の証明する年度について

所得証明、課税証明の申請を行う際、年度の指定をしていただく必要がありますが、住民税の計算は前年の所得をもとに行うため、〇〇年の表記が1年ずれることとなります。

例)

「平成 29 年中の収入」(平成 29 年 1 月～12 月)の証明

→ 「平成 30 年度分の所得(課税)証明」

毎年 6 月上旬に新しい証明が発行できるようになりますが、間違いが発生しやすい時期です。証明書の提出先にどの期間の証明が必要か確認していただき、申請時にお間違いの無いようお願いいたします。